

建築士事務所登録と変更等の手引き

平成27年7月31日改訂

- 1 建築士事務所の登録とは（建築士法第23条）
- 2 登録（新規及び更新）の申請手続き
（1）法人の場合
（2）個人の場合
- 3 変更の届出（建築士法第23条の5）
- 4 廃業等の届出（建築士法第23条の7）
- 5 建築士事務所登録証明
- 6 管理建築士の専任（建築士法第24条第1項）
- 7 管理建築士の職務（建築士法第24条第2項、第3項第4項、第5項）
- 8 開設者の義務
- 9 ホームページ以外からの、申請書類等の入手方法について

- 注意** ①管理建築士がいなくなった場合は、すみやかに「廃業等の届出」を提出して下さい。
②建築士事務所の新規・更新申請書の提出は、直接、一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会に持参して提出して下さい（郵送等は不可）。
③変更・廃業届の提出は、郵送でも受け付けます。

（担当窓口）

滋賀県指定事務所登録機関

一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1丁目1-18 滋賀県建設会館3階

電話 077（526）4476

登録申請等の受付及び相談の日時

土曜・日曜・祝日・正月盆休みを除く下記の時間。

受付時間 9時00分～17時00分

1 建築士事務所の登録とは (建築士法第23条)

次の方は、建築士法第23条の定めるところにより、建築士事務所の登録を受けなければなりません。

(1)他人の求めに応じ報酬を得て、**設計等**を行うことを業としようとする建築士の方

(2)建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、**設計等**を行うことを業としようとする方

***設計等**とは、次の業務を言います。

①建築物の設計、②建築物の工事監理、③建築工事契約に関する事務、④建築工事の指導監督、

⑤建築物に関する調査または鑑定、⑥建築に関する法令または条例に基づく手続きの代理

*登録は、建築士事務所が所在する**都道府県**で登録を受けなければなりません。

*登録の有効期間は、**5年間**です。

*有効期間満了後、引き続き業務を行おうとする方は、**満了日前30日までに更新の登録申請**をしなければなりません(建築士法第23条第3項、法23条の8、施行規則第18条)(更新の手続きをしない場合は、登録が抹消されます。)

*無登録業務は禁止されています(建築士法第23条の10)。

無登録で報酬を得て設計等を業として行った場合は、懲役又は罰金に処されます(建築士法第38条)。

*申請者が建築士法第23条の4(登録の拒否)各項に該当する場合は、登録できないことがあります。

*建築士事務所は、建築士法第24条に定める、専任の建築士が管理をしなければなりません。

また、**建築士事務所を管理する建築士(以下「管理建築士」という)が不在となった場合は、建築士事務所の業務を継続できませんので、30日以内に廃業等の届出を提出しなければなりません。**

*開設者には、建築士法により、設計等の業務に関する報告書の提出、再委託の制限、帳簿・図書の保存、標識の掲示、書類の閲覧、設計・工事監理契約の際の重要事項の説明、書面の交付等が義務付けられています。詳しくは、「**8 開設者の義務**」を参照下さい。

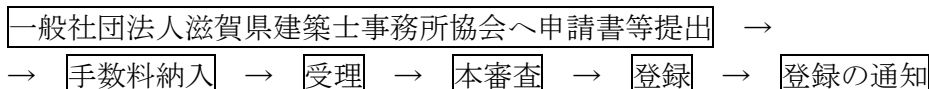
***個人が開設した建築士事務所の場合、開設者を変更することはできません。**

***建築士事務所登録の新規・更新の申請は、直接、一般社団法人滋賀県建築士事務所協会に書類を持参して提出して下さい(郵送等は不可)。**

***建築士事務所登録の変更・廃業等の届出は、一般社団法人滋賀県建築士事務所協会に書類を持参、あるいは郵送にて提出して下さい。**

2 登録（新規及び更新）の申請手続き

登録の申請手続きの流れは次のとおりです。



*新規申請の登録については、通常、申請書受理後10日間程度の期間を要します。

*更新の申請は、**有効期間満了の前日 30 日まで**にしなければなりません（建築士法施行規則第18条）。

一般社団法人滋賀県建築士事務所協会では**2ヶ月前から受け付けます**ので遅れないように手続きをして下さい。

***登録手数料**＝一般社団法人滋賀県建築士事務所協会内の「受付窓口」で**現金納付**となっています。

一級建築士事務所登録新規、更新＝**14,000円**

二級建築士事務所及び木造建築士事務所登録新規、更新＝**10,000円**

(1) 法人の場合

	提出書類	摘要	提出部数
申請書類	① 建築士事務所登録申請書（滋事協様式第1号、第一面）（代表者印）	注1	2
	② 所属建築士名簿（第二面）	管理建築士も含めて全員を記入	2
	③ 役員名簿（第三面）	監査役は含まない。	2
	④ 業務概要書（イ）	新規申請の場合は「新規につき該当なし」と記入	2
	⑤ 略歴書（登録申請者）（ロ）（認印）	申請者個人の印を捺印して下さい。	2
	⑥ 略歴書（管理建築士）（ロ）（認印）	管理建築士個人の印を捺印して下さい（登録申請者が兼ねる場合は不要）。	2
	⑦ 誓約書（ハ）（代表者印）	記名捺印（代表者印）するか、申請者本人が署名して下さい。	2
	⑧ 定款の写し	注2	2
確認資料	⑨ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	3ヶ月以内のもの。※原本・コピー1部ずつ	
	⑩ 管理建築士も含む所属建築士全員の建築士免許証（証明書）の写し	構造設計一級建築士・設備設計一級建築士の方は、それぞれの建築士証の写しも添付すること	2
	管理建築士	⑪ 専任証明	注3
	⑫ 管理建築士講習修了証の写し	注4	2

その他	⑬「開設者・管理建築士のための管理研修会」受講修了証の写し	未受講の場合は無し	2
-----	-------------------------------	-----------	---

注1 二級・木造建築士事務所の名称は**法人名だけでなく、二級・木造建築士事務所の判別ができる名称**として下さい。

例 株式会社〇〇建設二級建築士事務所、木造建築士事務所株式会社××
株式会社◇◇建設滋賀支店二級建築士事務所

注2 代表者が「原本の内容と相違ない」（最終ページ等の余白に記載、代表者印を押印してください。）旨を証明したもので、**事業目的に、例えば、「建築物の設計・工事監理」などが記載されているものがが必要です。**記載されていない場合は、事業目的に追加又は変更して所轄法務局に届けてから登録申請して下さい。

注3 管理建築士の**専任（常勤）**を証明するものとして、次のような資料を提出して下さい。

◎健康保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）の写し

※事業者名が確認できない場合は、上記の保険証の写しに加えて次の資料のいずれかも提出して下さい。

ア．雇用保険被保険者証の写し

イ．住民税の特別徴収税額通知書（事業者あてのもの）の写し

など

* **管理建築士は、他の建築士事務所の建築士となることはできません。**

* **派遣労働者は、管理建築士にはなれません。**

* 専任とは、**事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う必要があります。**従って、雇用契約等により、事業主体と継続的な関係を有し、休業日等を除いて通常の勤務時間中は、その事務所に勤務していなければなりません（他社で、社員となっている者等は、管理建築士とはなれません。）。

* 出向の場合や、他社の役員（非常勤）を兼ねている場合等は、個別に担当窓口でご相談下さい。
出向の場合は、出向協定書・健康保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）・出向証明書・出向辞令の写し等が必要となります。

注4 **管理建築士となるためには、建築士法第24条により建築士として3年以上の設計等の業務（建築士法施行規則第20条の5）に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した建築士でなければなりません。**

* 更新の登録を申請する際、申請内容（建築士事務所の所在地・開設者名・役員名等）が、**登録されている内容と異なる場合は、変更届を提出してから更新の手続をして下さい。**

* 不明な点は一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会にご相談下さい。

(2) 個人の場合

	提出書類	摘要	提出部数	
申請書類	①建築士事務所登録申請書（滋事協様式第1号、第一面）	認印で可。 注1	2	
	②所属建築士名簿（第二面）	管理建築士も含めて全員を記入	2	
	③業務概要書（イ）	新規申請の場合は「新規につき該当なし」と記入	2	
	④略歴書（登録申請者）（ロ）	申請者個人の印を捺印して下さい。	2	
	⑤略歴書（管理建築士）（ロ）	管理建築士個人の印を捺印して下さい（登録申請者が兼ねる場合は不要）。	2	
	⑥誓約書（ハ）	記名捺印（認印）するか、申請者本人が署名して下さい。	2	
確認資料	⑦管理建築士も含む所属建築士全員の建築士免許証（証明書）の写し	構造設計一級建築士・設備設計一級建築士の方は、それぞれの建築士証の写しも添付すること	2	
	管理建築士	⑧専任証明	注2	2
		⑨管理建築士講習修了証の写し	注3	2
その他	⑩「開設者・管理建築士のための管理研修会」受講修了証の写し	未受講の場合は無し	2	

注1 二級・木造事務所の名称は、**二級・木造建築士事務所の判別ができる名称**として下さい。

例 ○○太郎二級建築士事務所、二級建築士事務所××

注2 管理建築士の**専任（常勤）**を証明するものとして、次のような資料を提出して下さい。

◎健康保険被保険者証（管理建築士の氏名と住所が記載されているもの）の写し。

※上記の資料で確認できない場合は、別の資料の提出を求める場合があります。

* **管理建築士は、他の建築士事務所の建築士となることはできません。**

* **派遣労働者は、管理建築士にはなれません。**

* 専任とは、**事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う必要があります。**従って、雇用契約等により、事業主体と継続的な関係を有し、休業日等を除いて通常の勤務時間中は、その事務所に勤務していなければなりません。（他社で、社員となっている者等は、管理建築士とはなれません。）

* 他社の役員を兼ねている場合等は、個別に担当窓口でご相談ください。

注3 **管理建築士となるためには、建築士法第24条により建築士として3年以上の設計等の業務（建築士法施行規則第20条の5）に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した建築士でなければなりません。**

*更新の登録を申請する際、申請内容（建築士事務所の所在地・開設者名等）が、**登録されている内容と異なる場合は、変更届を提出してから更新の手続きをして下さい。**

*不明な点は一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会にご相談下さい。

3 変更の届出（建築士法第23条の5）

登録後、下表の変更事項に該当する場合は、**所属建築士の変更は3ヶ月以内、その他の項目は2週間以内**に変更の届出をしなければなりません。下記にしたがって必要な書類を提出して下さい。

なお、代表者、役員及び商号等の変更届の場合（法人の場合）は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）に**変更事項にかかる記載がされていることを確認して下さい。**

***建築士事務所の変更届は、一般社団法人滋賀県建築士事務所協会に持参又は郵送して提出してください。**

***書類はすべて2部ずつ提出してください。**

(1) 法人の場合

1. 商号変更（有限から株式への組織変更、名称の変更等）の場合
 - 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号）
 - 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 原本・コピー各1部ずつ
2. 所在地変更の場合
 - 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号）
 - 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 原本・コピー各1部ずつ
3. TEL・FAX番号変更の場合
 - 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号）
4. 代表者変更の場合
 - 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号）
 - 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 原本・コピー各1部ずつ
 - 略歴書（登録申請者）（ロ）・・・認印
 - 誓約書（ハ）・・・代表者印
5. 役員の氏名及び役名変更の場合
 - 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号）
 - 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 原本・コピー各1部ずつ
 - 役員名簿（別紙1）・・・変更前・後の全員を記入
6. 管理建築士変更の場合 **注1**
 - 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号）
 - 略歴書（管理建築士）（ロ）
 - 建築士免許証（証明書）の写し
 - 専任証明 **注2**
 - 管理建築士講習修了証の写し **注3**
7. 所属建築士変更の場合
 - 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号）
 - 所属建築士変更事項（別紙2）
 - ※建築士の増加の場合は、その方の建築士免許証（証明書）の写し

注1 所属建築士の氏名変更（改姓・改名）の場合は、次の書類を提出して下さい。

- 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号、別紙3）
- 氏名変更後の建築士免許証の写し。なお、建築士免許証の氏名変更をしていない場合は、変更してから建築士事務所登録事項変更届を提出して下さい。

（2）個人の場合

1. 所在地変更の場合
 - 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号）
2. TEL・FAX番号変更の場合
 - 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号）
3. 氏名又は名称変更の場合
 - 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号）
4. 管理建築士変更の場合 **注1**
 - 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号）
 - 略歴書（管理建築士）（ロ）
 - 専任証明 **注2**
 - 管理建築士講習修了証の写し **注3**
5. 所属建築士変更の場合
 - 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号）
 - 所属建築士変更事項（別紙2）

※ 建築士の増加の場合は、その方の建築士免許証（証明書）の写し

※ 個人建築士事務所の場合、開設者の変更はできません（改性等による氏名の変更があった場合は、変更の届出が必要です）。

注1 所属建築士の氏名変更（改姓・改名）の場合は、次の書類を提出して下さい。

- 建築士事務所登録事項変更届（滋事協様式第3号、別紙3）
- 氏名変更後の建築士免許証の写し。なお、建築士免許証の氏名変更をしていない場合は、変更してから建築士事務所登録事項変更届を提出して下さい。

* 氏名の変更等、建築士免許証の登録事項（記載事項）及び住所等に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、一級建築士の場合は住所地の都道府県へ、二級建築士・木造建築士の場合は登録してある都道府県に変更届を提出しなければなりません。

注2 * 管理建築士は、他の建築士事務所の建築士となることはできません。

*** 派遣労働者は、管理建築士にはなれません。**

* 専任とは、**事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う必要があります。**従って、雇用契約等により、事業主体と継続的な関係を有し、休業日等を除いて通常の勤務時間中は、その事務所に勤務していなければなりません（他社で、社員となっている者等は、管理建築士とはなれません。）。

* 出向の場合や、他社の役員（非常勤）を兼ねている場合等は、個別に担当窓口でご相談下さい。出向の場合は、出向協定書・健康保険被保険者証（事業者名と管理建築士の氏名が記載されているもの）・出向証明書・出向辞令の写し等が必要となります。

注3 **管理建築士となるためには、建築士法第24条により建築士として3年以上の設計等の業務（建築士法施行規則第20条の5）に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した建築士で**

なければなりません。

*代表者を変更した場合等の変更届は、**変更後の代表者名で届出して下さい。**

*変更の届出の義務を怠ると、開設者は処分を受けることもありますので注意して下さい（建築士法第26条第2項第2号）。

4 廃業等の届出（建築士法第23条の7）

次の表の①～⑤までの一つに該当することになった場合は、届出者は**30日以内**に廃業届を提出しなければなりません。**建築士事務所廃業等届（1部）**のほか、下表中の書類を提出して下さい。

***建築士事務所の廃業等の届出書類は、一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会に持参又は郵送して提出して下さい。**

該当者事項	届出者	提出書類
①建築士事務所の開設者が、その業務を廃止したとき	開設者であった者	建築士事務所登録登録済み書類一式 ※開設者が死亡した場合は、本人の除票も提出
②建築士事務所の開設者(個人の場合)が死亡したとき	その相続人	
③建築士事務所の開設者が破産をしたとき	その管財人	
④法人が合併により解散したとき	その役員であった者	
⑤法人が合併又は破産以外の理由により解散したとき	その清算人	

*次の場合、従前の登録を廃業して、新規に登録し直して下さい。

- ア 個人の事務所から法人の事務所、又は逆の場合。
- イ 二級又は木造の事務所から一級の事務所、又は逆の場合。
- ウ 他都道府県へ事務所を移転する場合（新規登録は移転先の都道府県で行なって下さい）。
- エ 個人建築士事務所、開設者を変更する場合（氏名の変更を除く）。
- オ 法人で、合併・分割が行われ、前の法人が移行されず別法人となったものの商号変更等。

*代表者名・法人名・所在地等が、登録内容と異なっていた場合は、変更の手続きをしてから、廃業の届け出をして下さい。

***管理建築士がいなくなった場合は、すみやかに**廃業等の届出**をして下さい。**

5 建築士事務所登録証明

建築士事務所登録証明書が必要な方は、建築士事務所登録証明願（滋事協様式第12号）に、あらかじめ記入のうえ（2部）、窓口に提出して下さい。

- ・ 法人の場合は、開設者氏名欄に会社名と代表者名等を記入して下さい。
- ・ 証明手数料は証明書1通につき500円です。現金でお持ち下さい。

6 管理建築士の専任 (建築士法第24条第1項)

一級建築士事務所は専任の一級建築士が管理し、二級建築士事務所は専任の二級建築士が管理し、木造建築士事務所は専任の木造建築士が管理することになっています。

専任とは、事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う必要があります。従って、雇用契約等により、事業主体と継続的な関係を有し、休業日等を除いて通常の勤務時間中は、その事務所に勤務していなければなりません。

* 1人の建築士が複数の建築士事務所の管理建築士となることはできません。

* 派遣労働者は、管理建築士にはなれません。

* 原則として、次の場合は管理建築士にはなれません。

①他の法令により、専任が義務づけられている者（建設業の専任技術者、専任の宅地建物取引主任者等については兼任を認める場合がありますので、社団法人滋賀県建築士事務所協会にご相談下さい。）。

②他の営業等について専任に近い状態にある者

③住所と事務所所在地が遠距離で、通常、通勤が不可能と考えられる者

管理建築士は、1事務所1人ですから、同一法人で数カ所の事務所がある場合は各事務所に管理建築士が必要になります。

管理建築士のいない建築士事務所は登録要件を欠くので登録できません。登録した後に、管理建築士がいなくなった場合は、必ず廃業等の届出を提出して下さい。

また、**建築士の名義借り又は名義貸しは禁止されています（建築士法第24条の2）**。これらの事実がある場合は、開設者及びその建築士に対して、建築士事務所登録の取消や建築士免許の取消等の処分が行われることとなります（建築士法第10条、第26条、第38条）。

7 管理建築士の職務 (建築士法第24条第2項、第3項、第4項、第5項)

管理建築士となるためには、建築士法第24条により建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した建築士でなければなりません。

管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、開設者に対して技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとされており、開設者はその意見を尊重しなければならないとされています。

技術的事項とは、次のようなものです。

① 受託する業務の量、難易度及び遂行期間の判定

② 業務に当たる技術者の選定及び配置

③ 他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務範囲の決定

④ 建築士事務所に所属する建築士等の技術者の業務管理と、その適正の確保

8 開設者の義務

建築士事務所の開設者には、建築士法で次のことが定められています。

(1) 設計等の業務に関する報告書（建築士法第23条の6、同法施行規則第20条の3）

開設者は、事業年度ごとに建築士法第23条の6及び建築士法施行規則第20条の3の規定により定める事項（第六号の二書式）を提出しなければなりません。

(2) 再委託の制限（建築士法第24条の3）

委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外に再委託してはなりません。また、床面積の合計が300㎡を超える建物の新築工事については、委託者が許諾した場合であっても、他の建築事務所の開設者に委託を受けた設計又は工事監理の一括再委託（いわゆる丸投げ）が禁止されています。

(3) 帳簿及び図書の保存（建築士法第24条の4、同法施行規則第21条）

建築士事務所の開設者は、その業務に関する帳簿及びその建築士事務所に所属する建築士が建築士事務所の業務として作成した建築士でなければ設計できない設計図書等を、15年間保存しなければなりません。

(4) 標識の掲示（建築士法第24条の5、建築士法施行規則第22条（第7号様式））

開設者は、建築士事務所において、公衆の見やすい場所に、次の標識を掲げなければなりません。

標識の大きさは、縦25cm以上、横40cm以上で、記載内容は、建築士事務所の名称・登録番号・開設者名・管理建築士名、登録の有効期間等を記載しなければなりません。

○法人の場合の例

〇〇建設株式会社一級建築士事務所		25cm 以上 ↓
登 録	一級建築士事務所 滋賀県知事登録第・・・・号	
開 設 者	〇〇建設株式会社 代表取締役 ◇◇◇◇	
管理建築士	一級建築士 ××××	
登録の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日	

← 40cm 以上 →

○個人の場合の例

〇〇太郎一級建築士事務所		25cm 以上
登 録	一級建築士事務所 滋賀県知事登録第・・・・号	
開 設 者	△△△△	
管理建築士	一級建築士 △△△△	
登録の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日	

← 40cm 以上 →

(5) 書類の閲覧（建築士法第 2 4 条の 6、同法施行規則第 2 2 条の 2）

開設者は、当該建築士事務所が行った業務の実績、所属建築士の氏名及び業務の実績、その他国土交通省令（同法施行規則第 2 2 条の 2）で定める事項を記載した書類（第七号の二書式）、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結等を講じている場合はその内容を記載した書類を、建築士事務所に備え置き（3年間）、設計等を委託しようとする建築主（建築主になろうとする者を含む）の求めに応じ、閲覧させなければなりません。

(6) 設計・工事監理契約の際の重要事項説明（建築士法第 2 4 条の 7、同法施行規則第 2 2 条の 2 の 2）

開設者は、設計又は工事監理の契約締結時に、建築士法第 2 4 条の 7 及び同法施行規則第 2 2 条の 2 の 2 の規定によりあらかじめ建築主に対し、管理建築士又は所属建築士をして、設計委託契約又は工事監理委託契約の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付して説明させなければなりません。

(7) 書面の交付（建築士法第 2 4 条の 8、同法施行規則第 2 2 条の 3）

開設者は、当該建築主から設計又は工事監理の委託を受けたときは、建築士法第 2 4 条の 8 及び建築士法施行規則第 2 2 条の 3 で定める事項を記載した書面を当該建築主に交付しなければなりません。

(8) 立入検査協力の義務（建築士法第 2 6 条の 2、第 4 1 条第 1 6 号）

建築士事務所の状況をたえず的確に把握することで、適切な建築士行政を行うことを目的として規定されたもので、正当な理由がなくて拒む等の行為をすると罰せられることがあります。

9 申請書類等の入手方法

このホームページで申請書類等を入手できます。また、窓口でも販売しています。

*販売窓口

一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会

住所 〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1丁目1-18 滋賀県建設会館3階

電話 077-526-4476 FAX 077-522-9610